

島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱

平成14年8月23日島根県告示第768号
最終改正 令和5年8月23日森第540号

第1条 県の交付する森林環境保全造林事業補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付の目的等）

第2条 森林環境保全造林事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者の範囲は別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 補助金交付の対象となる事業は、別表1に掲げる事業であって、知事が別に定める基準に適合するものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する申請書は、森林環境保全造林事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の森林環境保全造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

3 補助事業者は、当該申請補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、森林環境保全造林事業補助金交付申請書にその旨を明記して補助金の交付を申請しなければならない。この場合において、知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金について、必要に応じ減額して交付決定を行うことができる。

（書類の保管）

第4条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和4年度8月18日から施行し、令和4年度9月申請から適用する。

この要綱は、令和5年度8月23日から施行し、令和5年度9月申請から適用する。

別表 1

補助金交付 の 目 的	補 助 金 交 付 の 対 象 で ある 事 業 の 内 容	交 付 の 率	補 助 事 業 者 の 範 囲
森林施業の集約化 や路網整備を通じ て施業の低コスト 化を図りつつ森林 整備を計画的に推 進するとともに、 生物多様性の保全 等に資する森林整 備を推進すること により、森林の有 する多面的機能の 維持・増進を図 り、もって森林と する。	1 森林環境保全直接支援事業 (1) 森林環境保全直接支援事業 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備	事業費の10分の4 ただし、森林所有 者等における分収林 方式による森林施 業、同方式解除後の 森林施業のあっせん による森林施業及び これらに必要な路網 整備（以下「公的森 林整備」という。） については事業費の 10分の5	1 市町村 2 森林所有者(3から5まで に掲げる者を除く。) 3 森林組合及び生産森林 組合、森林組合連合会(以 下「森林組合等」という。) 4 分収林特別措置法(昭和 33年法律第57号)第10条 第2号に規定する森林整 備法人(以下「森林整備 法人」という。) 5 森林法(昭和26年法律第 246号)第11条第5項の認 定を受けた者 6 森林法施行令(昭和26年 政令第276号)第11条第7 号及び8号に規定する団 体 7 森林の間伐等の実施の 促進に関する特別措置法 (平成20年法律第32号)に 規定する特定間伐等促進 計画に基づき間伐等を実 施する者
	2 特定森林再生事業 (1) 森林緊急造成 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備 (2) 被害森林整備 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備	事業費の10分の4 ただし、公的森林 整備については事業 費の10分の5	1 市町村 2 森林組合等 3 森林整備法人等 4 森林法施行令第11条第7 号に規定する団体 ただし、事業主体が自己所 有林で実施する場合を除く こととし、市町村につい ては森林所有者と、市町村 以外の事業主体にあっては 地方公共団体及び森林所有 者と協定を締結した場合に 限る。

(3) 重要インフラ施設周辺森林整備 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備	事業費の10分の4 ただし、公的森林整備については事業費の10分の5	1 市町村 2 森林組合等 3 森林整備法人等 4 森林法施行令第11条第7号に規定する団体 ただし、事業主体が自己所有林で実施する場合を除くこととし、市町村については森林所有者及び重要インフラ施設管理者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結した場合に限る。
(4) 保全松林緊急保護整備事業 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 付帯施設等整備	事業費の10分の7	1 市町村 2 森林所有者及びその団体(3及び4に掲げるものを除く。) 3 森林組合等 4 森林整備法人等

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

島根県知事

様

申請者（代理人）
住所
団体名及び代表者名

年度森林環境保全造林事業補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり造林事業を実施したので、補助金を交付されるよう申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了年月日

注 様式第1号附属様式1を添付すること。

様式第1号附属様式1(第3条関係)

森 林 環 境 保 全 造 林 事 業 成 績 書

申請者(代理人)氏名:

令和 年度 月申請分													
整理 番号	申請番号	枝番	事業主体	事業名	事業区分	事業の種類	事業細目	件数	面積・ 延長 (ha、m)	査定経費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	備考

注 1 事業名、事業区分、事業の種類、事業細目は別に定める要領により記入すること。
 2 面積は実面積を記入すること。ただし、被害跡地造林、雪起こし等については上段に区域面積を括弧書きにし下段に実面積を記入する。
 森林作業道については延長を記入し、その他については箇所数等を記入すること。